

# 『緊急授業料免除(令和3年度前期)』募集要項

## 1. 概要

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計維持者の今年度の収入が大幅に減少する学生に対して、提出書類による選考の上、本学が認定した経済的困窮度に応じて、令和3年度前期授業料について全額・半額・4分の1の額の免除を行います。

通常の授業料免除は、学業成績及び前年度の所得で審査を行います。『緊急授業料免除』は、学業成績は判定に用いず、直近3ヶ月分の所得から算出した今年度の所得見込みで審査を行います。

※1 高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構の給付型奨学金と授業料等減免による支援)により、授業料免除される者(給付奨学金の受給者)については、「緊急授業料免除」の支援対象外となります。

なお、給付奨学金の採用が決定していない者については、新制度の授業料免除を申請した上、「緊急授業料免除」に申請することはできませんが、新制度の採用結果が優先されます。不採用の場合に緊急免除の結果を適用します。

※2 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響がなく、前期の授業料免除を希望する場合は、本学 WEB サイトに掲載する「授業料免除申請のしおり」を確認して、通常の授業料免除(従来制度)に申請してください。

※3 従来制度の授業料免除を申請済みの方が緊急授業料免除を申請し、緊急授業料免除の申請資格があると確認された場合は、**緊急授業料免除の申請を優先し**、従来制度の申請は辞退として取り扱います。

※4 **令和2年度に実施した緊急授業料免除とは支援対象者が異なるので**、確認の上、申請してください。

※5 **緊急授業料免除は、通年での申請はできません**。免除結果は令和3年度前期のみ適用されます。

## 2. 支援対象者

以下のいずれかに該当し、本学の授業料免除制度の基準に該当する学部生及び大学院生

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、**家計維持者(※1)の令和3年度の所得が令和元年の所得より2分の1以上減少(※2)する見込み**である場合
- (2) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援(※3)を家計支持者が受給している場合

### ※1 「家計維持者」について

・「家計維持者」とは、父・母又は父母に代わり家計を維持する者とします。

・以下の要件を全て満たす大学院生は「独立生計者」として申請することができます。

① 所得税法上の、父母等の扶養家族でないこと

② 本人(及び配偶者)の父母等と別居し、住居費を負担していること

③ 本人(及び配偶者)に父母等からの送金がなく、本人(又は配偶者)に学費を含めて生計を支えるのに必要な収入及び所得があること

・私費留学生は主として申請者本人(又は配偶者)の労働収入で生計を営んでいる方は、申請者本人を家計維持者としてください。

### ※2 「2分の1以上の所得の減少」について

① 父母の扶養下にある場合は、父母の所得を合算した額を用います。

独立生計者及び私費留学生は、申請者本人及び配偶者の所得を合算した額を用います。なお、私費留学生は父母等からの送金の減少のみでは申請要件に該当しません。

② 令和元年分の所得については、以下の金額を用います。

・令和2年度所得課税証明書に記載の「令和元年分 総所得金額」

・**令和2年度所得課税証明書が発行されない場合は、緊急授業料免除に申請できません。**

③令和3年度の所得見込額は、次により算出してください。

- ・企業等に勤務している場合は、令和3年1～3月の給与明細に記載の「支給額」(控除後)の合計に4を乗じた金額
- ・自営業者等については、令和3年1～3月の事業所得(事業収入から経費を差し引いた額)に4を乗じた金額
- ・公的年金・企業年金の収入がある場合は、令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に受給する予定の金額

※3 「公的支援」については、以下の日本学生支援機構 HP に掲載される公的支援とします。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

世帯構成員あたり1人 10 万円の国の「特別定額給付金」及び経済的に困窮する学生に 10 万円 (住民税非課税世帯の学生には 20 万円)を給付する日本学生支援機構の「学生支援緊急給付金」は除外します。

※4 申請要件を満たす場合は、留年及び修業年限超過している者も申請可能です。

### 3. 申請期間

**1次申請(WEB 入力) 令和3年3月22日(月)～4月7日(水)**

**2次申請(書類提出) 令和3年3月22日(月)～4月8日(木)**

**※新入生もこの期間に申請することができます。**

上記の期間に申請できなかった場合は、以下の期間に追加受付を行います。

1次申請(WEB 入力) 令和3年(2021)4月19日(月)～4月28日(水)

2次申請(書類提出) 令和3年(2021)4月19日(月)～4月30日(金)

### 4. 申請手続

次の (1)、(2)、(3)の順で申請してください。

**(1) 以下の必要書類を準備**

父母等の扶養下にある学生は、①は提出必須、②～⑤は該当するものを提出してください。

項目	必要書類(コピーで可)
提出必須	①家計維持者の令和2年度所得課税証明書 ・2020年1月1日時点で住所のある市町村の役所で入手してください。 ・父母の扶養下にある学生は、父母のいずれかが無収入の場合でも所得課税証明書は両者とも提出してください。
家計維持者が会社等に勤めている(勤めていた)場合	②家計維持者の直近3ヶ月分(令和3年1～3月)の給与収入を示す書類 ・在職している場合は、給与明細書 ・休職の場合は、休職証明書など、休職期間が確認できる書類 ・退職の場合は、退職時発行の源泉徴収票(退職年月日が記されたものに限る)、または、雇用保険受給資格者証の第1面、もしくは、離職票や辞令等の退職を示せる書類(写)
家計維持者が自営業等を営んでいる(営んでいた)場合	③家計維持者の直近3ヶ月分(令和3年1～3月)の所得等を示す書類(収入から必要経費を差し引き、所得を確認できるもの) 例えば、帳簿等や休業・廃業等を示す書類

<p>家計維持者が年金(企業年金を含む)を受給している場合</p>	<p>④家計維持者の<b>年金受給額がわかる書類</b>(年金額改定通知書等)          ※家計維持者の収入が年金のみの場合はコロナの影響を受けたことにならないため、申請できません。</p>
<p>国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けている(又は受けた)場合</p>	<p>⑤<b>公的支援の受給証明書</b>          公的支援の内容は日本学生支援機構 HP を参照してください。  <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html</a>          上述HPに掲載の「新型コロナウイルス感染症による家計急変『事由発生に関する証明書類』」に関する Q&amp;A(令和 2 年 5 月 1 日版)も参照してください。</p>
<p>独立生計者として申請する者</p>	<p>①・⑥・⑦は<b>提出必須</b>、②～⑤及び⑧は該当するものを提出してください。</p> <p>⑥<b>独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除)</b>          本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」のお知らせ欄に掲載の様式を使用してください。  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02</a></p> <p>⑦<b>アパート・市営住宅等の賃貸契約書</b></p> <p>⑧<b>所得課税証明書で 104 万円以上の給与収入が確認できない場合は、父母等の扶養下でないことを確認するため、1)～5)のいずれかを提出してください。</b></p> <p>1)令和 2 年分の給与収入が 104 万円以上ある場合          …申請者本人の源泉徴収票</p> <p>2)令和 2 年は 104 万円以上の給与収入がなかったが、父母等の扶養下でない場合          …父母の源泉徴収票又は確定申告書</p> <p>3)令和 3 年 1 月 2 日以降に父母等の扶養から外れた場合          …扶養控除等異動申告書</p> <p>4)父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別の場合          …本人が筆頭健康保険被保険者証(国民健康保険の場合は本人が世帯主)</p> <p>5)日本学術振興会の特別研究員に採用された場合          …採用決定通知書</p>
<p>私費留学生</p>	<p>①・⑨・⑩は<b>提出必須</b>、②と③のうち該当するものを提出してください。</p> <p>⑨<b>独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除)</b>          本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」の「緊急授業料免除」の欄に掲載の様式を使用してください。  <a href="https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02">https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02</a></p> <p>⑩<b>アパート・市営住宅等の賃貸契約書</b></p>

※従来制度の申請の際に提出している書類がある場合も、改めて提出してください。

## (2) 1次申請…「緊急授業料免除申請書」をWEB入力

**緊急授業料免除申請書** <https://q.s.kyushu-u.ac.jp/g6HF-4c9bS/>

(注意事項)

- ・一部のブラウザ(Internet Explorer 等)では入力できません。
- ・入力時にSSO-KIDが必要となります。学生証がないためSSO-KIDが不明の場合は「緊急授業料免除申請書」の様式に記入して、他の書類と併せて提出してください。  
SSO-KID について <https://web.sso.kyushu-u.ac.jp/internal/students.html>
- ・入力する際は「緊急授業料免除申請書」の様式を参照してください。
- ・新生で入学後の学生番号が不明の場合は、受験番号を記入してください。
- ・WEB入力時に令和3年3月の収入が未定の場合や申請要件を満たすか不明の場合は、2次申請(必要書類の提出)時にその旨をお知らせください。
- ・データ送信後は入力内容を確認することができなくなりますので、送信ボタンを押す前に入力内容をプリントアウトなどにより保管するようにしてください。
- ・送信後に入力内容を修正する場合は、学生納付金免除係あてにメールによりお知らせください。メールタイトルは「緊急授業料免除申請書の修正」として、メール本文には学生番号、氏名、修正箇所を記入してください。

## (3) 2次申請・・・必要書類をメール又は郵便で提出

- 宛先 : 学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係
- メールアドレス: [kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp](mailto:kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp)
- 件名 : 「緊急授業料免除の申請」
- 本文 : 学生番号及び学生氏名を明記

- ・メールによる提出の場合は、写真データ等に変換してください。郵送の場合は原本でなくコピーで結構です。
  - ・収入情報などの個人情報が含まれますので、学生基本メール(…@s.kyushu-u.ac.jp)を利用し、メール送信の際は送信先を間違わないよう、また、データにパスワードをかけるようご注意ください。
- なお、郵送でも受付します。

○郵送先

〒819-0395 福岡市西区元岡744

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

封筒の表には「緊急授業料免除申請」と記載してください。

申請期限までに必着で郵送してください。

- ・申請期限に提出が間に合わない書類がある場合は、2次申請の際に未提出となる書類と提出予定日をお知らせください。

### 5. 必要書類提出後の留意点

- 1次申請を完了した学生に対して、1次申請の申請期限後に学生ポータル(あなた宛のお知らせ)で通知します。
- 2次申請(書類提出)を提出した学生に対して、申請内容の確認後、5月中旬頃を目途に受付完了の旨を学生ポータル(あなた宛のお知らせ)で通知します。
- 申請内容に不備があった場合や不足書類があった場合は、担当者から別途、不備解消の連絡をメールや電話等で行いますので、常に連絡がとれるようにしておいてください。担当者からの連絡に応答がない場合、申請を受理しないことがあります。

## 6. 申請後の授業料の取り扱い

4月8日までに申請した場合は、選考結果の通知まで、授業料の口座引き落としを保留とします。

選考の結果、授業料の半額免除・1/4 額の免除または不許可となった者は、選考結果通知に従い、授業料を納入してください。

### 【4月19日～4月30日に緊急授業料免除のみを申請する方への注意事項】

4月27日が授業料の引き落とし日ですが、口座引き落としの保留に間に合わないため、4月27日と前営業日に授業料分(267,900円、法科大学院生は402,000円)の残高が授業料引き落とし口座に入っていないようにしてください。

なお、授業料が引き落された後に、緊急授業料免除の対象者として認定された場合は、免除された授業料を返還します。

## 7. 選考結果の通知

○通知時期: 令和3年7月下旬頃

○通知方法: 学生ポータル「あなた宛のお知らせ」に通知

## 8. 問い合わせ先

○担当部署: 九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

○Email: [kinkyumenjyo@jimui.kyushu-u.ac.jp](mailto:kinkyumenjyo@jimui.kyushu-u.ac.jp)

○電話番号: 092-802-5948・5949

### (参考) 所得限度額について

緊急授業料免除の申請にあたり、参考として、選考対象者となりうる目安として所得限度額を掲載しています。  
**選考対象者となりうる目安の額であり、免除を保証する額ではありません。**

また、授業料免除者の選考においては、所得額のみではなく、家族構成、申請者本人の課程や通学形態なども含めて選考し、経済的困窮度が高いと認められる者から全額免除、半額免除、4分の1額免除を行いますので、希望する選考結果にならない場合があります。

家族構成 (注1)	本人の 通学形態	課程別の所得限度額(単位 千円) (注2)		
		学部	修士・専門職	博士
1人世帯	自宅	—	2,100	2,820
2人世帯	自宅	3,430	3,670	4,320
	自宅外	3,870	4,110	4,760
3人世帯	自宅	3,340	3,620	4,950
	自宅外	3,780	4,060	5,390
4人世帯	自宅	3,900	4,200	5,630
	自宅外	4,340	4,640	6,070

注1 例 1人世帯・・・本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯・・・学部・修士課程 父又は母(主たる家計支持者)・本人

博士課程 配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯・・・父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

注2 所得額とは給与所得者においては控除後の支給額、自営業等においては売上金額から必要経費を差し引いた事業所得を指します。